

第 7 3 号議案

志木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

志木市道路占用料徴収条例（昭和 5 9 年志木市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第 3 2 条 第 1 項第 1 号に掲げる 工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	3 , 0 0 0
	第 2 種電柱		4 , 5 0 0
	第 3 種電柱		6 , 1 0 0
	第 1 種電話柱		2 , 7 0 0
	第 2 種電話柱		4 , 2 0 0
	第 3 種電話柱		5 , 8 0 0
	その他の柱類		2 6 0
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ 1 メートル につき 1 年	2 6
	地下に設ける電線そ の他の線類		1 6
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	2 , 6 0 0
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	1 , 6 0 0
	変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	1 個につき 1 年	5 , 3 0 0
	郵便差出箱及び信書		2 , 2 0 0

	便差出箱			
	広告塔		表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	9, 2 0 0
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	5, 3 0 0
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0. 1 メートル未満のもの		長さ 1 メートルにつき 1 年	1 6 0
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの			2 4 0
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの			3 2 0
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの			6 3 0
	外径が 0. 4 メートル以上 1 メートル未満のもの			1, 6 0 0
	外径が 1 メートル以上のもの			3, 2 0 0
	法第 3 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	1 年	A に 0. 0 0 4 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0. 0

		の 物 の		0 6 を 乗 じ て 得 た 額
		階 数 が 3 以 上 の も の		A に 0 . 0 0 8 を 乗 じ て 得 た 額
	上 空 に 設 け る 通 路			4 , 6 0 0
	地 下 に 設 け る 通 路			2 , 8 0 0
	そ の 他 の も の			5 , 3 0 0
法 第 3 2 条 第 1 項 第 6 号 に 掲 げ る 施 設			占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 月	9 2 0
道 路 法 施 行 令 (昭 和 2 7 年 政 令 第 4 7 9 号 。 以 下 「 令 」 と い う 。) 第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 物 件	看 板 (ア ー チ で あ る も の を 除 く 。)	一 時 的 に 設 け る も の	表 示 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 月	9 2 0
		そ の 他 の も の	表 示 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	8 , 8 0 0
	標 識		1 本 に つ き 1 年	4 , 2 0 0
	旗 ざ お		1 本 に つ き 1 月	9 2 0
	幕 (令 第 7 条 第 4 号 に 掲 げ る 工 事 用 施 設 で あ る も の を 除 く 。)		そ の 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 月	9 2 0
	ア ー チ	車 道 を 横 断 す る も の	1 基 に つ き 1 月	9 , 2 0 0
		そ の 他 の も の		4 , 6 0 0
令 第 7 条 第 4 号 に 掲 げ る 工 事 用 施 設 及 び 同 条 第 5 号 に 掲 げ る 工 事 用 材 料			占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き	9 2 0

令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設		1月	530
令第7条第 8号に掲げ る施設	トンネルの上又は高架 の道路の路面下（当該 路面下の地下を除 く。）に設けるもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.0 1を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.0 13を乗じ て得た額
	その他のもの		Aに0.0 26を乗じ て得た額
令第7条第 9号に掲げ る施設	建築物		Aに0.0 13を乗じ て得た額
	その他のもの		Aに0.0 09を乗じ て得た額
令第7条第12号に掲げる器具			

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

令和8年8月27日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

近年の固定資産税評価額の動向を踏まえ、占用料の額の改定等をした
いので、道路法第 39 条第 2 項の規定により、この案を提出するもので
ある。